

# 米子市建設工事等入札・契約審議会議事録（平成30年度第1回）

日時 平成30年10月12日（金） 午後2時から  
場所 米子市役所本庁舎5階 議会第2会議室  
出席者 委員 松原 雄平 竹下 靖彦 岩浅 美智子 小林 玉青  
西村 正男 笠岡 克巳  
事務局 契約検査課 木下課長 石田係長 吹野主幹  
工事所管課 水道局 整備課 施設課 営繕課 道路整備課 都市整備課  
水産振興室

議題 (1) 平成29年度下半期の発注状況について  
(2) 入札及び契約の運用状況について（H29.10.1～H30.3.31契約分）  
(3) その他

議事内容

〔午後2時開始〕

辻総務部長開会 あいさつ

事務局

事務局紹介(自己紹介)

本日の審議会でございますが、審議会条例第5条第3項の規定によりまして委員の皆さんの過半数のご出席をいただいておりますので、成立していることをご報告いたします。では、議事の進行は松原会長にお願いします。

松原会長

あいさつ

竹下委員

前回の審議会の時に、私達について市長が指名する状況から出発したにも関わらず市長が出ていないというのはいかなものかと問題提起をした。その扱いについてどうなったのか。かつては第三者委員会が設立されたときには市長自ら来て辞令を手渡された。それほど審議会というのは市民の目から見て平等性が保てるから信頼されていると考えている。その辺はどう考えているのか。

事務局

前回ご意見をいただき、松原会長の方からも他市では辞令は市長から渡しているというアドバイスをいただきました。会場の日程、委員の皆さまの日程等を優先している関係もあり部長以下で対応していますが、辞令というお話がございましたので、次回の辞令交付という場面で、市長の方から直接辞令をお渡しさせていただくということを検討したいと思います。

総務部長

次回の辞令交付の時にはぜひ市長の日程を調整したいと思います。大変貴重なご意見をいただいていると聞いております。ご意見の方は市長にも報告したいと思います。

事務局

議題の方に入ります。まずお手元にお配りしております資料の確認です。  
(資料確認)

平成29年度下半期の発注状況について説明させていただきます。まず1ページ目をお開きいただけますでしょうか。こちらの方に平成29年10月1日から平成30年3月31日までの契約分ということで、入札・随契にかかる工事に関して一覧にまとめてございます。まず、公募型指名競争入札につきましては1件もございません。

工事希望型指名競争入札ですが、13工種といたしまして109件、契約金額12億2251万5092円、平均落札率93.5%でございます。通常型指名競争入札もありませんでしたので、平成29年度下半期の入札にかかるものとしましては、工事希望型の13工種、発注件数109件、契約金額が12億2251万5092円、平均落札率93.5%でした。

下の表の方に随意契約についてまとめてございます。こちらの方が工種といたしましては、ほ装工事から土木一式一般ということで、9工種44件、契約金額が6425万6328円、平均落札率92.8パーセントでございました。入札と随意契約をすべて合わせますと、発注工種14工種、発注件数153件、契約金額が12億8677万1420円、平均落札率93.3%でございました。次ページをはぐっていただきますと、2ページ目こちらの方が工事にかかる委託をまとめてございます。

一般競争入札については業種が建設コンサルタントで、発注件数1件、契約金額447万1200円、落札率81.9%でございました。こちらは防災無線にかかる監理業務でした。

下の段に移りまして、公募型指名競争入札。こちらの業種は建設コンサルタントで2件、契約金額3855万6000円、平均落札率96%です。こちらの方は漁港の機能保全計画策定業務ということで2件の公募型指名競争入札を実施しております。下の段に行きまして、通常型指名競争入札ということで、業種としましては建設コンサルタント、建築士、測量、その他ということで、発注件数49件、契約金額が1億8866万5200円、平均落札率94.6%でございます。

それら一般競争入札、公募型指名競争入札、通常型指名競争入札を合算いたしますと発注件数は52件、契約金額2億3169万円2400円、平均落札率94.4%でございました。下の表に移りまして、委託に関する随意契約でございますが、建設コンサルタント、建築士、測量、その他という業種につきまして、発注件数12件、契約金額2285万3880円、平均落札率97.3%でございました。これら入札と随意契約を合わせますと、発注件数が64件、契約金額2億5454万6280円、平均落札率94.9%でございました。

3ページ目でございますが、平成16年から工事に係る入札ということで、上半期、下半期、1年を通じてということで、発注件数、契約金額、平均落札率を表にまとめているものであります。これよりもはぐっていただいてグラフの方がわかりやすいと思いますので、4ページ目をご確認いただければと思います。右端の方に平成29年度を載せてございます。だいたい平成24年度から年間200件程度の入札を行っているという推移がございまして、29年度に関しましても例年並みの発注を行っているのが読み取れます。

次5ページ目でございます。平成29年度が右の方にありますが、こちらの方が入札の契約金額の一覧です。平成28年度と比べまして10億以上の差があるということで、発注件数としましては200件程度で変わりはありませんので、1件当たりの工事の金額が減っているという傾向でございます。次に6ページ目でございますが、工事の入札の平均落札率を表にしたものでございます。

平成20年に最低制限価格制度を適用し、平成23年度に最低制限価格のラインの見直しをしたことから92%前後に上がっているということで、平成29年度につきましても92.8%ということで、平成23年度から92%程度のところで横ばいで例年と変わらないということです。

7ページ目でございますが、平成16年度から工事の随意契約について、上半期、下半期、通年ということで数字を載せております。同じようにグラフ化しているものがありますので、説明をさせていただきます。発注件数は平成29年度は72件の発注を行っているということです。随意契約というのは、少額の随契があったり、8号随契という入札によって落札者が決まらなかったのが随契になるというものがありますので、減少に関しましては、入札で落札者が決まらなかったようなものが少なかったとかということがあったということですが、全体的には随意契約については少なくなっているという傾向があります。

9ページ目でございますが、今年の2月の審議会で委員の皆さまからご指摘をいただいたんですが、平成29年度の数字が減っているということですが、これも先ほどお伝えしたものと一緒で、2号随契であるとか8号随契が平成29年度に関しては少なかったということで、少額な130万円以下の随契が多かった。平成28年度では3000万円とか4000万円の予定価格の工事でも入札で決まらなかったケースがあって、工期の都合等で随意契約で見積合せに移ったということがありましたけど、平成29年度についてはそういうものが減っているということでございます。

10ページ目でございます。工事の随意契約の平均落札率をグラフ化しているものです。全体的にみると92%から96%位で推移しております。平成29年度に関しては89%になっているということで、今年の2月の平成29年度の第2回の審議会でも低い傾向があるということだったんですが、発注件数が少ない関係上、落札率が低い随意契約があればそれに引っ張られるということで、平成29年度の上半期については83%で、下半期だけを見ると92.8%になりますので、通年で89%ということです。やはり上半期に低いものがあったということで低い数字になっているということです。

はぐっていただきまして、こちらが同じように工事にかかる委託の入札の案件を平成16年度から整理をさせていただいているものです。12ページの方を見ていただいた方がわかりやすいと思います。平成29年度ですが、工事に係る委託の入札案件は111件行っております。これも平成27年度から100件をちょっと上回る程度で、平均的に動いているということです。平成29年度についても例年並みだったということです。はぐっていただきまして、こちらは委託の入札にかかる契約金額の数字ということで、平成29年度は5億5800万円程度の契約金額ということになっています。

27年28年に比べましても約5億円程度のところで推移しておりますので、特段何か増えた減ったということが無いような平年並みというような発注の実績であったということだろうと思います。14ページ目の方は委託の入札に關しましての平均落札率の推移ということで、こちらの方も全体的に見ると、平成21年度に最低制限価格制度を適用したことによって落札率が上がってきたということで、それ以降については92から94%ということでの推移をずっとしておりますので、平成29年度に關しましても94.1%ということで例年並みの推移をしたということだろうと思います。

次はぐっていただきますと15ページ。こちらが委託に關する随意契約というものを表にさせていただいているものです。表をグラフ化したものを次のページから載せておりますので、16ページから説明させていただきます。

委託の随意契約の発注件数ということで、平成29年度に關しては15件ということで、全体的に見ていただきますと近年の中で一番低い数字だということでございます。こちらの委託の部分ですが、1号随契ですと予定価格が50万円以下という少額のものになりますので、その部分が減っているのかということは、事業の必要性という所がわかりませんが、上半期の3件というのが異常値的に少ないのかなということしかわかりません。やはり随契というのは減っているということです。

次はぐっていただきますと、こちらの方ですけど、23件から15件と減っているんですが、契約金額としましては1700万円が平成29年度は2300万円と増えている。件数は減っているんですけど契約金額は増えているという部分では、先ほど工事の方で説明しましたが、入札で落札者が決まらなかった場合に随契に移行するというのがございますので、高いものが8号随契ということで随契に移行したということで金額が上がってきて、件数と金額が比例しなかったという状況がありました。

はぐっていただきますと、同じように委託の随契の平均落札率ということで載せております。基本的には95%より上ということでずっと平成16年度から並んでいます。件数も少ない中で落札率が引っ張られてしまうところなので、全体的な傾向としては平成16年度からずっと95から97というところで落札率が出ていますので、高止まりしている状況があるのかなということはあると思います。

19ページ以降は委員の皆さんから抽出いただいた案件の一覧を載せているものでございます。

松原会長

昨年度の発注状況について、皆さんの方からお聞きしたいことがございますでしょうか。

竹下委員

先ほど随契の結果をご報告いただきましたけど、随契の最たるものは、米子市の焼却炉の案件が圧倒的に落札金額が高いんですね。そこが昨年度は無かったので、それで下がったんで、ちょっと事務局の分析は違うんじゃないかと思います。いかがですか。

- 事務局 クリーンセンターのものがどうかということですが、そういったこともあるんだと思います。その部分で言いますと、平成28年度からプロポーザルを行いまして、包括管理ということで出しておられるということで、それ以降クリーンセンターの随契であるとか入札関係は一切こちらの方のリストには載っていないですので、竹下委員がおっしゃられる部分も多分にあるのはそういったことだと思います。28年から29年にかけてクリーンセンター関係の工事が無くなっているということです、影響が出ていると思います。
- 竹下委員 修繕工事でそこのものを全部移したわけですか？というのはこれはメーカーの独占になっていますので、競争入札にならないというのでいつも随契で結んで落札率が100に近い状況が出ていた。それが全体を押し上げてたとは私は認識していました。
- 松原会長 その他いかがでしょうか。昨年度の工事入札の金額が一昨年比べて10億円減だと。一方契約件数は横ばいであるということで、大きな工事が無くなっているということなんですが、背景としては例えば山陰道とか主要なプロジェクトが無くなったとかそういうのがございますか。
- 事務局 特にそういったことはないと思っています。例えですが、土木のA級業者に対する工事ということで、1件当たりの平均受注額を算出しますが28年度と29年度で1500万円位下がっていますので、1つの工事について必要な部分としての施工範囲を考えた中でそういったことが起きているのではないかと。1つの例としてはそういったことだと思っています。何か仕組みが変わったということではなく現場状況であろうと考えています。
- 松原会長 建設というのは裾野が広くて、そこに関係している業界とか雇用とか非常に大きいわけです。そういう意味では少し大幅な工事費を抑えているとか、そういうところが米子市の経済状況に関わっていきやすいかという分析をされているのかなと思ったところですが、結構です。その他いかがでしょうか。非常にグラフ化されて一目瞭然でわかりやすい。
- それでは次の議題に移らせていただいてよろしいでしょうか。お手元の資料ですと、入札の運用状況になるんですが、事務局の方からその他の項目について最初に説明をして、その後に運用状況ということで。それではお願いします。
- 事務局 その前に、忘れていまして、くじ引きの状況と辞退届一覧について説明させていただきたいと思います。くじ引きの発生状況ですが29年度の下半期ということで、指名競争入札109件行っておりまして、そのうちの19件がくじ引きになっているということです。率にいたしますと17.43%がくじ引きということで、下の方に工種別ということで装工事が4件、建築一式工事が2件、電気工事が1件、土木一式（維持補修工事）が5件、土木一式（一般）が7件ということです。傾向としましては装と土木一式工事で例年と変わりなく土木関係の工事がくじ引きになりやすいということでした。
- 次に辞退者一覧ということで、前回の審議会の時に入札日での整理をというご意見をいただきましたので、入札日で並べてみたものをつけています。この辺でわかっていただけるということだと、同じような業者さんが同じような理由で同一日に入札予定のものに対して辞退をされているというようなことがあるんですけど、辞退理由としましては、技術者さんを確保することができなくなったとか予定価格内での入札ができないとか、そういったことが多くみられる。あと前回もあったんですが、都合によりというのがあったところについては、これについてはこちらの方からお声を掛けさせていただく通常の指名分であったり、随契のお声掛けなどで、業者さんの方から工事希望型で手をあげていただいているものとは違いますので、自分のところで都合が悪いわということをしていただいて、尚且つ私共でも詳しい理由を確認できなかったということで整理したものです。前回、前々回からずっとなんですが、辞退の理由をいただくと、技術者さんが配置できなくなったということが、大別できるのかなと思います。これらについては以上です。
- 松原会長 いかがでしょうか。

竹下委員

毎回提示をしていただいております。なかなか私たちもこれで集計するもの、この場でもらってわからないので、例えばA業者は年間辞退をいくつして、落札が何件なのかという形も、大変人員が少ない中で統計資料を出せというのは無理があるかと思うんですが、ただこれだけの一覧を貰ったって本当に悪質なものとして、手をあげておけばいいというそういう真摯な入札になっているかどうか。あげくの果てには辞退をやって1社入札という形で、談合とも思える状況を作り出している。だから、こういう個別のほうがいいですが、そういう業者というのはいかがなものかと思いますので、できましたらそういう形で表示していただければ、一目瞭然でよくわかるということなんで検討いただけないでしょうか。

事務局

辞退についてですけど、業者さんが受注をしたいと思っていて、技術者さんが1人専任で張り付いていただける技術者さんがいる状況で、同じ日にあるいは翌週に何本か同じクラス、例えば土木のA級で発注があった時に、どれか取りたいというようなご意思があった時に、同じ技術者さんで何本か同時に申し込みをされる。同じ技術者さんで現場代理人さんだったりしますと複数の工事を取っていただくことはできませんので、1本最初の工事を取られますとその後は自動的に取れないような状況になってしまうというような場合もございます。

1日の入札で同じクラスで5本発注があっても1本にしか申し込みができないような制度であれば、こういったことももしかしたら少なくなってくると思うんですが、業者さんの方も何とかして1本でも取りたいということもあると思いますし、うちの方もできるだけたくさんの業者さんに参加申込みをしていただいて、不調になったりということがないような形になるようにと思っておりますので、前に竹下委員さんがペナルティというようなこともお話の中にあつたと思うんですけど、そういったところは難しい。業者さんの辞退というのは業者さんの意思としてダメというのは難しい。統計みたいな数字を出すことはできなくはないのかもしれないですが、件数がある業者さんが、多いからダメだというのは言いづらいと思いますので、そこはご了解いただきたいと思います。

竹下委員

私が思ってますのは、今の入札制度そのものが平成16年の第3者委員会を作った時から大きく様変わりしているんですね。その当時というのは1回目では決まらず、2回目3回目までやって業者は金額を下げて入札に応じたという状況なんですよ。ところが今は1発勝負で。後で言いますが予定価格の表示の問題があるので、その弊害だと思っているんですが、本当に取りたいという案件であれば、そこに集中してでもやらなきゃいけないのに、数打ちや当るようなそういう応札っていうのは。もう一つは指名競争入札の弊害も発生していますんで、これを一般に開放するとかいう状況で広くやらないとこういう状況というのは絶えず出てきます。

また後個別の中で1社入札の話を提案しますが、そういう状況があつてそろそろ改革すべき時じゃないかなと。改革というより元に戻すというのかね。そういう状況も来てると思うんで、協議をする必要があるのではないかと考えておるわけです。でも以前から見れば、こういう表も出していただいて良くわかるようになって、事務局の努力は評価をしたいと思うんですが、出来ましたらそういう点ももう少ししないと、公平性の問題という形に定着すると思いますので発言させていただいた。

松原会長

その他何か。それではその他の項目ですね。

事務局

その他の方で、要綱・要領の差し替えの部分と変更の実績と抽出案件の落札者の方の入札書の記入状況ということの3つについて説明させていただきたいと思います。

まず最初に要綱・要領の方のクリップ止めをしたものを見ていただきたいと思います。最初に皆さんに冊子でお渡ししているものの番号です。1、2、5、9、12、13といったものが。前回の審議会回以降変更したものでございます。1枚はぐっていただきますと、なぜ変えたのかというようなところを簡単に書いてございます。

まず、測量等業務委託における最低制限価格ラインを変更するというのをしております。2番目には土木工事・建築工事の格付け及び建設工事の発注標準額の見直しということをしております。3番目に総合評価方式への低入札価格制度の導入ということで、4番目に建設工事（建設設備工事）における最低制限価格算定方式の見直しという、この4点をしております。お手元にあります「建設工事等業者選定事務処理要綱」とか「最低制限価格設定要領」とか、4つの変更に基づいて既存にお配りしております要綱・要領が変更になったということでございます。

細かい中身といたしましては、以前に話があったので、全体の差し替え分と新旧対照表をそれぞれまとめさせていただいております。細かな中身というより大きな流れを変えたということで、米子市の要綱・要領を変えたということでございます。

2番目の土木工事・建築工事の格付けをにつきましては、土木工事の格付けを4ランクを3ランクに変えたということで、C級とD級を統合して新C級にしたということや、建築工事につきましても3ランクから2ランクにしてB級とC級を統合したということ。これは以前から委員の皆さまからご指摘をいただいている1社入札に関して、全体的なものを変えることができませんので、入札に参加いただけるパイを広げるということで格付けを見直させていただきました。

これも6月1日以降ですので、大きい実績はないですけど、1件当たりの入札に参加していただける業者さんの平均の数は、変更前は2社あるかどうか。今は5.いくつということで2倍以上になっています。ただこれが要因が格付けを変えたからだということまでは明確に言えません。受注意欲の高い業者さんが新規に登録をいただいているので、そういった方が参加いただいているということも要因として十分に考えられます。格付だけではございませんけれども、受注できる価格も今まででしたら土木のD級業者さんは300万円までの予定価格だったものが800万円の予定価格まで行けるということから、米子市の発注工事に目を向けていただけたということもできたということで、1社入札に対してのでき得ることの1つとして変えたということです。要綱・要領につきましては、新しいものをお手元に置いていただければと思いますのでよろしくをお願いします。

次に抽出案件の落札者入札書の記入状況一覧ということで一枚ものをつけております。前回、西村委員、竹下委員の方から手書きのことについて確認をいただいたと思いますので、今回抽出いただいたものの米子分で、入札書に書いてあるものが手書きであるのか印字であるのか、もしくは内訳書についてどうなのかというところで簡単なものを作りました。今回抽出いただいている米子分についてなんですけど、入札書の方だと基本的には日付や工事名工事場所というのは印字をされるものがほとんどなんですけど、入札金額につきましてはわりかし手書きをいただいているものが散見されております。

内訳書につきましてはうちの方からエクセルを出したりということがあるんですけど、比較的手書きのものが少なくなっているのかなと思います。ただ入札金額の部分に関しては、もしかすると書かれる方が社長さんと決まるとかということがあるかもしれないので。うちの方でも予定価格調書は決裁権者が書きますので、決して印字をいたしませんので。金額に関しては課長なり部長なりが手書きをして署名、印鑑を押すということがありますので、そういったこともあるのかなというところで。整理としては手書きのものも入札書の中にはありますよという部分でしかない。説明にはなっていないのですが、今現在の状況ということです。

引き続き変更契約の状況ということで、前回の時に竹下委員から変更契約についてどうだろうかということでございましたので、これが平成29年4月1日から平成30年3月31日までの契約分で6月末現在で完成したものとして整理したものでございます。1ページ目と2ページ目には当初の契約から3割を超えたものについての一覧ということで、業務名、工事名、変更理由を載せております。後でまた説明させていただきます。

3ページの方を見ていただいでよろしいでしょうか。こちらの方ですが工事につきましての発注区分別の変更回数ということで、入札であるとか随契であるとかの中で変更が出てくる特色があるかなということで整理してみたんですけど、指名競争入札が圧倒的に多い関係上、特段随契の方は無いとか指名競争入札が多いとか回数的なものは無いんですけど、総計とすると256件の契約をした中で半数が変更をするということになっています。

下の表では工種別ということで、しゅんせつ工事やほ装、土木一式工事ということで、工種別で変更の回数について特色があるかなと見てみたんですけど、発注の件数に対しての変更されてる割合は、ほ装工事や土木一式工事というものに関しては半数以上ほぼ全てが1回ないし2回変更するというところで、傾向的なもので言うと土の中のものであるとか、当初の想定がわかりにくいような工事については施工するにあたって変更が現れるのではないかとということがあるかと思います。

4 ページ目ですけど、これは変更の割合的なものでどうだろうかということ、発注区分別で整理してみたんですが、こちらにも契約方法によって何か特色があるかという読み取れないと思います。契約無しのところは133件ございますが、かたや回数で言うと128件しかない。この差は、あくまでも金額の変更があるのということです。工期だけが伸びたり内容だけが変わったものが5件あるので、133件と128件の差は、金額の変更が無いものがあるということでご理解をいただければよろしいと思います。

工種別で言いますと、やはり回数と同じようには装工事であるとか土木工事に関しては変更の多いということだと思います。半分は変更がありますよ。減額というものも20件ありますし、3割までの増額のものも89件ということで、全体の中からすると3割以上の変更というのはそんなに多くないのかなと。これらの表を5ページ以降グラフにしております。これについて傾向が出るということではなく、工事の変更というのは場所によったり、条件によったりするので、発注の契約の仕方かどうかということではないと思います。右の方の円グラフで見ていただければ、半数は変更が無いんですけど、半数については38%は1回は変更する。25件の10%は2回変更する。残りの5件2%は3回変更しているということで、変更についてはある程度いるものかと。必ずあるものだと言えそうです。

6 ページ目でございますけど、発注の工種ごとの変更の割合です。ほ装工事、土木一式工事は1、2、3回ということで必ず変更があって、9割方のものが変更を伴うということで、発注件数が少ないものに関しては傾向がでるかということ、なかなか言い切れない部分があります。

7 ページ、こちらが割合について変更をグラフ化したものでございます。金額的な変更がないものが133件で52%。減額変更が20件で8%。3割までの増額が89件35%。3割以上の増額ということで14件5%ということで、これも回数と比例するような形で変更があるということでございます。

次の8 ページも同じように割合を工種ごとのものを作っております。回数と同じような割合になっているということで、ほ装工事、土木工事というところがたくさんの変更があるということでございます。

次が9 ページ目。建設工事に係る委託の一覧でございます。発注区分について変更回数を整理してみたんですけど、やはり指名競争入札が圧倒的に多い関係で、他の随契であるとか一般競争入札のものが数字的に表れにくいということがあるんですけど、こちらの方も回数的な変更で言いますと発注が96件のうち55件が変更を伴っていて半分以上です。種別ごとの変更回数という言いまして、その他の委託とか建設コンサルタントというところが全体の発注の割合で半数以上が変更を伴うということです。

下の表に移りますと、発注区分ごとの変更の割合ということでございます。全体の中で96件のうちの44件は変更が無いということで、上の方の変更が無い41件との差については、金額の変更が無いものとの差だと思えばよろしいと思います。こちらの方でも半数は金額の変更があるということが言えております。下の方の表だと発注工種別ということで、回数と同じく、その他の委託、建設コンサルタントの委託というのが変更の割合的にもあるということになっております。これらの表もグラフ化はしておりますけど、工事と同じく半分は変更があるということしか読み取れないのかなと思います。

1 ページの方に戻っていただきまして、先ほど説明した一覧表の中で3割以上の変更、増額したものを載せているものでございます。基本的には変更の理由というものは、当初は見えていないものが必要になったというようなことです。原因としましては当初見えていなかったもので施工する必要があったり、もしくは事前の調査ではわからなかったものが施工が必要になったり、受注が決まってから地元関係者との調整の元に変更が必要になったとか、近隣の収益事業をしておられる事業者さんとの打ち合わせの中で、施工工法が変わったりというようなことで増額になっている。

不可分のものではあるんですけど、大きくなるような要因出てきていることもありますし、中には3割以上ということがあるんですけど、元々の金額の小さいものも当然含まれていますし、その辺が特別だという風には読めないと思っているんですけど、前回現状についての報告をとということがありましたので、一つのお示しとして、こういった状況があるということでございます。以上です。

竹下委員

変更契約実績につきまして、これは当初の設計段階だとか予定価格を算出する時に一定の条件があって、思わぬことが発生するというのはあると思うんですが、以前私が言いましたように安く最低で落札をして、あと増額で元を取り返すという状況があるんじゃないかという話でこれを出していただいたんですが。担当課と受注業者との間の協議をしているんですが、議事録というのには残っていますか。例えばA社なんか酷い話で、こんなのが増額として担当課は認めているのかなと感じています。

整備課

一般論ですけど、前回もお話したと思うんですけど、当然業者と発注者との協議に基づいて行います。記録は5年間は工事書類として残っております。

ご指摘の工事なんですけど、これは米子港旗ヶ崎の食品団地の下水管が築造してからかなりの年数を経過しておって、そこに出てくる排水も事業場の排水が一般家庭の排水と違うという状況。それからあそこが埋め立て地として造成してありまして、元々の状況も良くなかったと思われるんですけど、それにプラスして西部地震がございました。いろいろな要因で管路の状態が悪く、腐食も進んでいったということから、急きょ改築の工事を行いました。

中身は今そこに水が流れていますので、その横に新設をもう1本、新しい管を通して切り替えたという内容なんですけども、実はこれが設計の段階ではボーリングを何か所かやりましたが、実際に施工してみたら舗装の層が何層にも上から下まで舗装があるような状態で。それは地盤沈下とかで何回も舗装をやり直したとかという状況、想像ですけども見て取れる。それとあそこが昔は護岸といいますが、あそこから先が海で、護岸の石が出てきたということでいろいろ設計変更の内容があった。

元々は上から掘ってやり返すということで考えていましたけど、掘るにあたっても非常に手間がかかったということと、石が出てきて、機械で押す部分、推進の内容を変えたりとか、非常に業者さんにも苦勞をさせていただいてお世話になったところです。ここが非常に金額が上がった要因は、そういった通常では考えにくい、実際に掘って見たら想定していた土質と現場が違っていたという大きな要因がありまして大きな金額の変更につながったということでございます。

松原会長

よろしいでしょうか。 他いかがでしょうか。

岩浅委員

5ページと6ページのところの確認をさせていただきたいと思います。変更が1回というところがあずき色だと思います。入札とか随契の項目で5つに分けられていてその数を足して98件。それをさらに工種別に分けられるのが6ページになると思うんですけど、同じあずき色を合計すると98件なので合ってますよね。先程おっしゃっていました、ほ装工事、管工事、建築一式（一般）、土木一式（一般）で多くみられるとおっしゃったんですけど、もう1つ電気工事も7件あるんですが、前の5ページのどの部分、つまり指名競争入札から出てる数字なのか、随契なのかっていうところまではわからないでしょうか。つまり電気工事でなぜ変更が起ころのか疑問なので。どういうことで変更が起ころのかなということを教えていただけたらと思います。

事務局

この発注区分と工種部分のリンクをして作っていません。はっきりと電気工事の契約の部分は読み取れないと思います。すみません。

電気工事の変更がどうかということについても、基本的には当初の設計条件以外のものが発生するという事しかございませんので、岩浅委員がおっしゃられるように、見える範囲なのでだいたいわかるんじゃないかということだと思うんですけど、管工事についても同じように変更が割かしあったということなので、壁の裏や天井の裏とか床の下とかがありますので、そこに関してすべてが目視で確認ができない中で施工上のものでどうしても必要になったものがあれば増額。

もしくはそういった方向でなくても、他のことで安価にできるようであれば減額になるんですけど。今回の変更を整理させていただいた中で、何かの発注の区分や工事の部分で傾向が出るかというと、現場条件であるとか当初からどこまで見込めるかということになるので、事前に推測ができる範囲のものは変更が無い。地中のものであるような土木工事であるとかほ装工事、もしくは壁の裏にあるようなものとかの電気工事、管工事エアコンとかの配管とかですよね、ああいった確認ができないようなものについては変更があるのかなということしか申し上げられないのかなと。それも最初から壁を全部はぐって見える範囲を見てすればできるんでしょうけど、そこまでの確認はしない中ですので、施工しながらということなのかなと思います。



岩浅委員

わかりました。工事を進めていく間にそれがわかるということですね。それを確認して最初の計画ではダメだということになり、変更が行われるということですね。

松原会長

その他ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

竹下委員

例の手書きの問題。毎回徐々には改善されつつあるんですが、相変わらず一定の業者は金額だけ書く。算出根拠そのものから拾えばすぐ出るにもかかわらずあえて金額を手書きでしているのはいかなものかと私はる申し上げているんですが。これを見ると特に入札金額の手書きが多いという形です。ここは何をやっているかというのは、少なくとも算出根拠そのものからすると、なぜ金額だけ手書きになるのかと申し上げます。工事費内訳書等も含めてエクセルとワードでダウンロードしてそれを利用できるという改善がされたと聞いていますので、株式会社と名乗っているにもかかわらずこういうことを平然とやってるという、いまだに改善をしないところについては非常に奇異を感じています。

私は少なくともこういう業者は入札金額の手書きというのは談合になっているんじゃないか、あるいは談合を疑わせるような状況を作り出しているのではないかというふうに考えています。契約課の方から業者にそのように伝えてあるにもかかわらず、あえてこういう形を平然とやってくるということについては問題であろうと考えています。確かにそういう点では発注については手書きはダメよという形にはなっていないんですが、もし守らないとするならばそういうふうに決めてもいいんじゃないかというふうにすら考えているところです。

その工事に対して市民の税金で自分たちは工事をするという認識が無いんじゃないかと。自分たちが落札できればいいというそういう状況。何のために地域枠を設けて入札制度を取組んでいるのか。もしあえてそういうことをやれば地域枠なんか撤廃しても構わないというふうに考えています。そこらへんで以後の応札については、少なくともそういう意見が出て厳しくなったと業者に伝えてほしいと考えていますがいかがですか。

事務局

先ほども入札の金額が手書きのことについて、この説明をさせていただいた時にも触れさせていただいたんですが、本市の場合も予定価格調書を作る場合には、決定権者が手書きをしております。それはその者が書くことで確定するためです。仮にその会社さんの考えの中として、入札書の金額を決める人、従業員さんが積算されても記載するのは社長さんだよというような決まりをしておられれば、当然社長さんが書かれるんだろうなということは推察する。

必ずしも印字がされてないといけないのかというところは、私たちの事務中でも手書きはしております。そのあたりからするとどちらかというと手書きの方がその会社の真意が出ているのかなとか。予定価格なんですが、部長が手書きをすることによって部長が決めたんですよということが明確になるという状況がございます。

印字してもらった方がいいというのは簡単ですが、それをされなかったからと言ってこれ以上議論ができないのと思っております。手書きがおかしい、印字の方がいいというところに関して、なぜだということを審議会からご指摘を受けたのでというところでは説明になっていないので、私たちもそれなりの納得性のあるものを考えないといけない。

内訳書のことに関しては、エクセルなりをつけることに関して業者さん判断を仰いだりということを見せていただいたんですけど、入札書の金額の部分とか入札書の日付の部分とかが仮に手書きだったから何かおかしいのかと言われると、なかなか言えないところがありますので。そういったところについて、先ほど私がお伝えしたのは推測の域を出ないです。

もしかしたら本当に社長さんしか書いちゃダメだという会社があれば、社長さんしか書かれないので。お話としては聞いてみたいと思いますけど、ここでこうしますというようなことはできないので、内訳書の時と同じように、何か会社の方で手書きをされるルールがありますとか確認という意味では何かできることがあるかもしれないと思いますが、それがダメだという踏み込んだことはできないのかなと思っております。うちの方から聞ける範囲で聞いてみたいと思います。ご報告できるところまで数が集まるかどうかは。

竹下委員 係長の説明ではよくわかりません。だからどうしても聞かなかったら審議会に呼び出してもいいと思うんですよ。それだけのものを私たちは持っているんじゃないですか？談合をうかがわせるようなことを排除するという状況であれば、ずっと積み重ねてきてるわけですから。一番肝心なものを。例えば金額の修正なんて公文書で認められませんか。言ってる意味わかります。それを手書きでやって、ましてや社長が責任を持って書くななんてそんなバカな話は無いわけで、それは業者擁護の立場としか思えません。次回もそんなことが発生するようであれば、審議会としても何らかの徹底をすべきだろうと思います。

松原会長 この案件は竹下委員のご意見でございます。他の委員のご意見もあると思います。今日はこの資料を作っていただいた。状況が把握できたということです。入札金額が手書きになっているということが1つです。この辺については委員の皆さんにもお考えいただいて、次回の会でもこれを継続審議ということでのどのようにすべきか考えてまいりましょうか。

竹下委員 もう1つは、要綱・要領の見直し等については、確かに最低制限価格の問題では承知をしますけど、これを4点の改正ということがあると事後承認を求められていますよね。だって既に本日開催以前に変えてそういう発注方針とかやっているんですよ。そこら辺は審議会の項目そのものには、条文の中では該当しないんですか。あくまでも発注者から出されたものをいいか悪いかの判断をする程度の審議会なんですか。

事務局 入札制度というところで、見直しについて適宜国等の改正に伴って見直しをかけたという部分もありますし、先ほどの発注基準とかにつきましては市独自のものですので、うちの方でいろいろ検討等いたしまして改正を進めています。改正したものについては、こちらの審議会にその都度報告をいたしまして、そこでまたご意見等があればいただいてさらにまた検討させていただくということもあるとは思いますが、改正をするときに審議会にかけて、こちらの方で改正前にすべてご承認いただかないと改正できないというような仕組みにはなっておりませんで、これまでも同じような形で、前の審議会から次の審議会まで変わった部分について、資料等お示しして、新旧対照表も付けて説明をさせていただくというという形を取らせていただいております。

竹下委員 今課長が言われましたけど、総務省と国土交通省が地方公共団体に対して談合の防止を理由に予定価格の事前公表をやめるよう通達を出していますよね。ご存知ですか。今の答弁ではそういうものに従っているということでしたけど、肝心な省庁からの文書については改善はせずに今回のそういう点では予定価格の問題についても出されている、そういう状況なんです。この整合性はどうかですか。

事務局 予定価格の公表という部分につきましては、先ほど委員さんが言われましたように、国等からは予定価格の事後公表ということで進めている部分があります。それをしてたら法令に違反するというではありませんが、市の方は市の方でそれを踏まえて判断して、今現在米子市では入札に関して工事については事前公表、委託については事後公表という形を取っています。近隣でいいですよと、調査があるんですけど、県の方では部分的に事前公表と事後公表を組み合わせられておられますし、他市でも同じような形ですべてを事後公表ということではなくて、一部を事前公表しておられるということがあります。米子市のこれまでの流れの中で言いますと、先ほど言ったようなことが現状なんです。工事につきまして希望型指名競争入札ということで郵便入札による入札をしております。参集型でしていませんので、2回目3回目とすぐに入札ができないというような事情もありますし、今のところ米子市の方では工事については事前公表という現状でございます。

竹下委員 私が申し上げているのは、最低制限価格のライン引き上げなんか大反対だし、むしろこういう形は撤廃すべきだと考えています。それと総合評価方式はいかがなものかと考えています。そうすると決まったもので意見をいえるのは以後ですか。かつて談合をやったチームについてはすべて外すというのを審議会で決めて、そのように改めたという経緯があるわけです。だから審議会に少なくとも諮るべきではないかというふうに考えを持っているわけです。次回でいいので検討してください。

事務局

今回の改正の部分で全然説明をしていないので、まず1番目の測量関係なんです  
が、国が変えたとおりに変えたというのが実情でございます。2番目に関しては、1  
社入札とかを減らすための努力としてそういった発注のランクを変えたということ  
です。3番目に関しては低入札価格調査制度の適正な運用という国からの通知が出たも  
ので、元々やっていたものです。4番目については、最低制限価格の算定方法の見直  
しと書いていますが、以前からうちの方から対外的にご説明させていただいているの  
が、おおむね90%程度ということで最低制限価格を設定するということをご説明さ  
せていただいています。

積算の体形が変わったために結果的に85位に下がっていた。対外的にご説明してい  
るものと運用状況が違ったので、90%程度になるように式の係数を変えたというこ  
とですので、中身的に最低制限価格を上げて落札率を上げようということではなく、  
今までの運用のものが積算体系が変わったがために下がっていたので、皆さんにご説  
明していた90%程度というところは変わっていません。県が92されているという  
ものに上げたということではなく実情が合わなくなってきたので合うように式を  
変えたということです。

松原会長

いろいろ質疑があるとこなんですが、1つは審議会の所掌する役割ですね。審議会  
の規約というか規則が関わってくるだろうと思います。これもまた継続して検討して  
いけばいいかなと。

西村委員

改正のあった要綱・要領を制定する機関はどこなんですか。誰が決めているんです  
か。

事務局

米子市のルールです。

西村委員

竹下委員がおっしゃっていることですが、審議会が何をするかということは今日  
お配りいただいている1枚ものを書いてあるわけですし、地方自治法は持って来てい  
ないし、いただけないので何を書いてあるのかわかりませんが、少なくとも審議  
会条例によると審議会が何をするかということは第2条に書いてあって。市の要綱・  
要領を事前に審査するとかいうことではないんじゃないかと思います。第2条に市長の  
諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議するという中に、「本市が発注するこれこ  
れの入札契約に関する制度並びに運用状況に関する事」ということですので、そう  
いう制度の細かいことは要綱・要領で定められるわけだから、それについて調査審議  
ができる。調査審議したものについては意見が述べられる。だからこの要綱・要領は  
いいのかと、ダメなんじゃないかということ審議して意見を述べるということがで  
きるというのが条例上のことで、できることはそういうことだろうと理解すべきだと  
思います。

松原会長

非常に明快なご説明ですね。今のご説明のようなことで、この審議会の所掌が明記  
されていますから、それはそれでよろしいかと。どこまで踏み込んでいくかという  
これは範囲がありますけど、そのあたりを含めてまた。時間も過ぎておりますので、  
最後になりますが、入札及び契約の運用状況というところに入りたいと思います。各  
委員の方々が抽出された案件をまとめていただいていますし、皆さまの方から抽出案  
件の中からいかがでしょうか。

竹下委員

3番を抽出しました。どういうことが見たいかという、最低制限価格による失格  
者が多い状況でした。あとその結果、入札執行表とか指名票を見ますと、指名票の中  
で、「指名競争入札実施要領に従い審査した結果」。審査ってどこでやってるん  
ですか。またその記録はどこが保存しているんですか。審査結果は○がついていま  
すけど、当然審査をした結果だと思うんですが。

事務局

こちらの方ですけど、審査項目としては2割非指名するようなことがございますの  
は、以前説明をさせていただいたと思いますが、通常ですと9社以上のお申し込みを  
いただいて総合評価をしない場合には前年度5件以上発注があるような発注区分にお  
いて非指名をすることがございます。今回8社のお申し込みですので、2割非指名は行  
わないお申し込みの数なのでそのあたりについての審査は非指名はしないことになるん  
ですけど。指名停止を受けているような業者さんであるとか、そういったようなと  
ころについて審査をしている。

事務局 基本的には今回の2200万円位の予定価格のもので8社さんのお申し込みをいただいた場合には、指名停止が無いとか技術者さんをきちっと張り付けていただけるようなお申込みなのかを確認して、契約検査課の方で決裁を取り、指名のファックスを送っているということでございます。もしよろしければ56番の抽出いただいているものがあるんですけど。指名票を載せておりますので、そちらの方には非指名を行っている工事が載っています。56番の2ページ目の左側の建設工事請負業者指名票というところで、まず工事成績についての点数が載っていたり、当該年度の受注量の減点があったり、適正というところで指名停止の部分があつて。

こういったものを点数化して、今回の場合にはB社が従前に防水工事を受注しておられるのでマイナス12点がついており、非指名をするということで、B社は申込みいただいたんですけど指名には至らず入札には参加いただかなかった。審査は何をしているかという、こういったことをしているという例になります。

竹下委員 No.3のところはなんでそこは空白になっているんですか。

事務局 お申し込みの数が規定数以下ですので、全社を指名することだというふうに処理をしているからです。

松原会長 その他いかがでしょうか。

竹下委員 次14番。これは指名競争入札で、業者を指名しておきながら、応札したのは1社だけ。これが最たるものだと私は思うんです。というのはずっと従来指名競争入札というのは談合の温床になっていると申し上げましたが、指名するっていうのは誰が参加するかっていうのは事前にわかってしまう状況なんですね。そうすると指名されなかった業者は入りたくても入れない、そういう状況があります。先ほど格付けについては見直したと言われますけど、こういう状況の中で指名競争入札をしたにもかかわらず1社だけというのは、私は公平性が図られてないということで直ちに打消すべきだと考えてるんです。

1社入札というのは企画書の段階から公告を出して自由に受けられますよと言ってる結果で1社という形は公平だと認識していますが、指名という限られた業者の中で入札をするという状況の中では、1社というのは、元々指名入札そのものも反対ですし、こういうやり方は公平性を図られていないという状況なんですけど。そういう状況で1社しかないという状況は問題だと考えてるわけです。ということは発注者側が指名した業者を誤っているということですか。入札に応じてくださいよという形で指名しているわけでしょ。

事務局 違います。米子市の場合、工事については、2号随契みたいなものはあるんですけど、それ以外のものについては全て工事希望型指名競争入札をしています。ですから委員のおっしゃいました工事につきましても、発注区分が機械器具設置工事というふうに発注表の真ん中に書いているんですけど、この発注表がホームページに出ます。そうしますと米子市に機械器具設置工事で登録をしていたいただいている業者様はどなたでもお申込みいただくことができます。

この発注案件につきましては、特に住所要件を設けていませんので、市内の業者さんに限らず、米子市に指名登録をいただいている業者様は全国どこからでもお申し込みをいただける案件です。結果、申込期間内にファックスで米子市に申し込みをいただいた業者様が1社だったということです。その申込期間までにいただいた業者が1社だったので、その1者様を指名したという流れになります。他の案件についても同じなんですが、市内に本店があるというような要件を設けているものもあります。

例えば先ほども出ていたんですが、56番の防水工事の発注表を見ていただきますと、中ほどに防水工事という発注区分が書いてあります。これは米子市に防水工事で登録をいただいている業者様の中でも、条件として市内に本店を有することとなっております。そういった業者さんは申し込んでいただけますよというふうになっています。

- 事務局      例えば土木一式工事のA級とかB級とか、建築のA級とかB級、そういったクラスを設けている発注工種につきましては、ランク付けをしている業者さんは全て米子市内に本店のある業者さんしか格付けを行っていませんので、条件に「市内に本店を有すること」と書いてなくても、市内に本店を有する業者さんしか申し込みをいただくことができません。先ほど竹下委員が言っておられました案件につきましては、発注区分が機械器具設置工事というだけですので、そういったところで登録をしていただいている全国の業者さんが対象になります。
- ただ結果的に1社しか申し込みがありませんでしたので、その1社を指名したということです。いつも申し上げるんですけど、申込みについては業者は何社申込みがあったかということは当然わかりませんし、郵便で入札書を差し出されて、こちらに到達しまして、入札日に立会いをお願いします。この1社さんの場合はお呼びしますので、来られるんですけど、この時に初めて入札書が1通しかないの自分だけだったということがお分かりになるという流れになっています。
- 竹下委員      そうしますと、3番の所からすれば、格付けが明記してるから市内に本店を置いた業者だ。格付けをしてないのは全国に公表してる。そういうことですか。例えば14番、機械器具ということになれば全国ということなんですね。今後の一貫して格付けがある場合は市内に限定した業者ということですよ。その中から結局発注者側が業者数を決めるわけですよ、たくさん来たら困るから。ということですよ。
- 事務局      ただ、この条件の所に「市内に本店を有すること」ということをつける場合が多々あります。格付けをしているのは土木、建築、管工事、電気工事の4工種ということでランク付けをしますので、これは全て市内本店の業者様なんですけど、その他のもので各付けをしていないもの、先ほどの防水工事とかあるんですけど、同じく機械器具設置工事でもあります。市内本店の業者様で受注して施工が可能なものについては当然条件をつけます。今回の14番については、市内の業者さんだけでは難しいのかなというような判断の中で住所要件が付けてない機械器具設置工事なので、基本的には以前からお伝えしてますように、市内本店を優先で受注機会を確保するという考え方は変わっていません。
- 工事の特性なりのところで設計担当課の方で、技術的なところが市内本店の業者さんで確保できなければ幅を広げる、範囲を広げうることがあるということですので。特に下水道施設課の方が出するようなものについては、プラント的なものがあったりしますので、当然製造メーカー的なところがあると思います。米子市内の業者さんで必ずしもできるということが確保できなければ、住所要件を付けずに市内市外どちらでも入札に参加していただくことを確保することがあるということです。工事の内容によるとご理解いただけたらいいと思います。
- 竹下委員      私の方も準備してこなかったんですが、指名ということは1本ではない。発注者による指名は1本ではない。要するに指名願いを出した全国の業者について開放されているんだということですか。
- 事務局      案件に寄りますけど、そういうものもございます。
- 竹下委員      そういうものという形ではなくて。私はなぜかというと指名競争入札そのものが良くない、改めるべきだというふうになる申し上げているんで、それをあえて指名をするところについて改めるべきではないかと申し上げている。指名をしている中で業者が1社しか入札に参加していないという状況の中では、如実にわかるようにそういう指名なんかは外すべきだという立場で申し上げている。
- 事務局      私どもの思い違いであつたら申し訳ないんですけど、何社かこちらの方から指名をして、参加された業者様が1社だったということではなくて、米子市の場合、希望型ということで業者さんの方から手を上げていただく形を取っております。先ほど言いました発注表の方を毎週月曜日、週の初めにあげるということに決めておりますので、発注表をホームページにあげたタイミングで全国の米子市に指名登録をしていただいている業者様は米子市にどういった発注が出るのかなということをご確認いただいて、自分が手を上げられるような工事が出ていけば、ご検討された上で参加申込書を送ってこられるという形を取っております。

- 竹下委員           じゃあ、例えばそれで何社あるかわかりません、20社登録されている状況であれば、20社が来たら20社を指名するわけですね。
- 事務局             1000万円未満の予定価格の工事は8社とかという基準がございます。
- 竹下委員           そこを問題にしているわけなんです。発注者側から指名をしているという形で業者に入札を求めているんじゃないかと。
- 事務局             竹下委員さんがおっしゃられた状況もあります。非指名という作業をすることがございます。前年度にその工種で5件以上発注をした場合には、規定数に制限する。受注機会を均等にするという意味ですので。前年度に0件だったような工種を発注して20社申込みがあれば、20社全部指名します。前年度に5件以上あったかどうかで非指名の作業をするかしないかということがあります。前年度で0件の発注の工種、もしくは4件までしかなかったものについては一切非指名の作業をしませんので、お申込みいただいた業者さんは全て入札に参加できるということになります。平成27年に私がここに来て1番多い時で25社さん位が来てくださったような入札もありました。
- それと総合評価という話があったんですけど、そちらの方に関しては価格だけで決めないという、技術力とかそういったものを評価しますので、そちらに関しては全社、お申し込みをいただいたところを指名しますので、米子市の場合土木のA級業者さんが24社ございますので。
- 岩浅委員           8番を選ばせていただいたんですけど、工事発注表の中には予定価格（税込み）というふうに金額が記載されているわけですね。それを業者さんが見て、自分のところで算出した金額を出されると思うんですけど。8番を選んだのは失格されたところの理由はどちらも2社最低制限価格よりも低かったということでこれはわかりますよね。下の方の3社さんは辞退ということで、とてもわかりやすく次のページにすぐ辞退なさった所の辞退理由が目に入るとことにあってうれしいんですけど、何か矛盾しているんじゃないかなと思うんですけど。予定価格内での施工が困難だ、予定価格超過のためとか予定価格の範囲内での入札が困難なためというのはどういう状況を示しているのでしょうか。
- 事務局             予定価格の方は発注表の方に出しています。具体的に業者様に確認をしたわけではありませので、あくまでも想像ではあるんですけど、この発注表を見られて、まずは申し込みもと思って申し込まれた。入札書の差出し期間までは間があります。申し込み期間より長いので、その間に設計図書等を販売店で買っていて、今度は算出をされる、積算をされるということになると思います。ですから業者様の方が金額を出されてから申し込みをされるのか。
- 申込みの期間が限られていますので、月曜日から木曜日までと限られていますので、先に申し込みされて積算は並行してやっていかれて、積算をしてみたら自社ではこの予定価格の中では難しいということで、「予定価格の範囲内での受注は難しかった」ということで辞退をされるようなケースは、これだけでなく他の辞退理由を見ていただきましても、技術者さんの配置ができなかったというのもあるんですけど、こういった同じような辞退理由の業者さんも時々あります。申し込みを先にされたとか、積算を並行でされて金額が後から出たというようなことが関係するのではないかと思います。
- 岩浅委員           辞退理由は技術者の人を確保できないというのはわかるんです。どれか1つでも取りたいという業者さんの熱意というか、表れだと思うのでそれはいたし方ないのかな。どれかが取れたからそういう辞退の理由になるだろうと。ただ今おっしゃったのは想像であるだけでして。ただ3社ともが同じ理由ですね。そういうことが起こるのだなというのが不思議な気がして質問させていただきました。
- 施設課             これが下水道の機器の工事になりまして、機器の仕入れとかそういった部分で、業者さんによって金額が離れているということが想定されますので、参加されなかった業者さんというのは、仕入れが高かったんじゃないかなというところが想定されると思います。

- 笠岡委員      私が抽出しましたのは、８３番と１１０番。選ばしていただいたのは入札率だけで見たんですよ、５０何％。ただ、予定価格と言いますのは、事後と事前があると。予定価格は非公開だと思っていたんですよ。ただその８３番でＣ社３５万、Ｄ社６０万、予定価格７１万６千。最終的に３５万に消費税が付いた金額が落札なんですけど。随意契約分というのがあって、随意契約の左側にチェックする理由というのがあるんです。１号とか。何か問題があって、６０万のＤ社が予定価格に近い金額なんですけど、契約決定にならなかった理由がわからない。１１０番も同じような内容ですね。
- 事務局      笠岡委員さんから選んでいただいたものが、両方随意契約の１号ということで予定価格が１３０万円を超えないものということで、こちらの部分は予定価格の事前公表はしておりません。ですので、参考数量のあるような設計書をお渡しして、各業者さんに積算をしていただいています。それと先程来、入札の場合には最低制限価格を設定しているというのがありますけど、この随意契約に関しましては、最低制限価格を設けておりませんので、安ければ安いほど受注に傾くというのが随意契約の見積合せに関してはあると思います。
- これに関して３５万円が一番安いですので、落札に決定したということなんですけど、もう１社さんは６０万円という税抜きの見積金額をいただけているということなので、笠岡委員さんから過大積算ではないかというようなご指摘もあったと思うんですけど、推測の域を出ないんですけど、Ｃ社の方が受注意欲があって、安くできるような状況があったんだろうとしか言いようがないところがあります。
- 笠岡委員      あまりにも金額が離れていて。予定価格の県とか一定の基準があるとお聞きして、発注者の予定価格の基準はいつごろ誰が決められたものかなと。
- 事務局      基本的には国が作られる単価というものの、市場単価を調べられたものが、順次県に降りて県の単価を決められ、それを使わせていただくことによって市の単価にもなる。それにないものも当然ございますので、そういったものに関しては見積りを取って単価を決めるようなこともございます。
- 笠岡委員      それは情報の公開にはなっているんでしょうかね。基準価格と言いますか標準価格。
- 事務局      全てが出ているということではないですけど、特に建築関係の単価は非公開のものが多と思います。土木系のものに関してはある程度出ている。
- 笠岡委員      これは基準的にはいつ頃決められたものかなと思って。例えば毎年見直して単価を決められるとかというのがあるのか。
- 事務局      一斉更新の時期が年に１回決まってまして、あと実勢価格に合わせて各費目とか小さいものとかを月１回程度変えておられます。土木の場合には。毎月１回。
- 笠岡委員      それは国からの資料による。国はまたどこからか、例えば何々建設とかいうので調査によってそこで確認して単価を決めるというのはよくわかるんですけど。いつ国が決めて、それが１０年前、１５年前となれば、情報公開の話にもなりませんね。
- 事務局      そんな以前の話ではなく、今月発注するもの、１０日以降の発注については今月１日の単価、最新の単価を使うというのがルールです。公表時に最新の単価を使うのがルールです。
- 笠岡委員      わかりました。もう１つだけ。工事費内訳書というのがあるんですけど、どこを見ても工事価格というのはほぼ一緒ですか。工事価格から共通経費と言いますか工事原価引いて、一般管理費引いたらプラマイゼロですよ。おそらくドンピシャほぼ一緒なんです。これが疑問に思っています。中には端数で調整してあったりするんですけど、原則売上金額から工事原価引いて一般管理費が出てくるのがなぜかなと。そこが経費かな、調整してあるような感じがするんです。

## 整備課

一般管理費というのは利益の部分になるはずですが。この工事の内訳がほぼ各社が同じじゃないかという疑問だと思うんですが。これは以前から度々お話しさせていただいて。積算が昭和の時代の積算と違うと言いますか。各社個性があって、うちはこの部分を安くしてこっちで儲ける、うちはまた違う組み立て方をして出すと言いうようなやり方ではなくて、大方、積算をするソフト、パソコン上でそういうものを使って出されるというのが大体だと思います。予定価格というのが米子市出してますけど、全国だいたいそういう仕組みになってまして、各業者さんはその予定価格を基に非常にシビアな積算をされます。

そのためにそういったソフトウェアを購入されてやられるわけなんですけど、ソフトウェアを作っておられる会社がありますよね。そのソフトウェアを売するためには非常に精度の高いものを作られないと商売にならないので、ち密なものをされてまして、各業者さんが同じ積算ソフトを使われれば、自ずと結果が同じということになろうかと思えますけど。どの業者さんがどのソフトウェアを使って積算されているかは発注者ではわかりませんので、傾向としてはそういった電子的な作業によって積算をされるので、内訳に差異が出にくくなっているんじゃないかと考えております。

## 笠岡委員

ソフトっていうのはそれぞれ業者が設定する話で、中身は。例えば現場管理費とか仮設、全然数字が違ってくるんですよ。工事原価っていうのはそれぞれの業者がこの科目についてはこれに入れようとかいろいろ違いがあると思います。それが同じソフトでやってるからこういう結果的にドンピシャ同じになるというのは恐らくないと思う。ソフトだからどうのこうのというのは無い。何でこの金額になるのか前回から疑問です。すべて内訳書は一緒なんです。最終工事価格というのは。内訳書の出し方というのがなんか見直しがいるのかなと思ったり、考えています。

## 竹下委員

公共工事については、建設物価という冊子が出て、そこに単価が書いてある。これが季刊になってますので。それで積算をする。ところが民間はそれを使わないという状況で、単価はそういうふうに出てくる。市場価格を反映して価格決定をする。という形で冊子が出ています。それに基づいて品目がパソコンに入っていますので、数量を掛ければ出てくる。エクセルですから総計も出てくる。今おっしゃった工事価格と一緒に何で違うのかというと、No.3の最後を見てもらうとE社は一般管理費が15.2%も取ってるんですよ。

その隣のF社は11.59%なんです。だから逆に言うと、うがった見方をすると、工事価格から工事原価は決まってるんでこの中で調整している。中にはこれがかつては一般管理費がゼロで出てきた内訳書があった。理由を聞いたら、うちは役員報酬やその他は出していないので一般管理費はありませんという言い訳でした。そういう状況でここで調整をやっているということで。予定価格をやめた方がいい、今はソフトで全部できるんで、最低制限価格も撤廃をしていけば簡単にできる。現に最低制限価格に集中してるという状況が垣間見られるということです。

## 松原会長

先ほどの説明、そこが儲けしろと呼ばれるところですね。

## 笠岡委員

一般管理費を最小限にするということだったらわかるんです。ほとんどゼロとか。

## 松原会長

その他。

## 岩浅委員

1件、1件ではなくて、今回落札率が非常に似通っている工事で、しかもくじで落札されたというケースがあったので。77番、78番、79番、80番が一括という感じですけど。今日貰った資料でチェックしてみましたら77番は失格は無いんですけど6社が同じ金額を入札しておられて、6社でくじが行われているのがわかりました。78番につきましては失格者が1社あったんですけど、くじは6社で行われています。79番は3社でくじが行われています。80番も3社でくじで落札者が決まっています。77から80番までの落札率が89.何%という、88.85もありますけど、だいたい似通った落札率である。興味を持った。

今日いただいた資料で見ていきましたところ、割かし4件の工事の案件に手をあげておられるところが重複されておりまして、今日貰った資料を全部解読できてないの、77から80までと88番、89番、90番、91番は落札率が93.43とか47位でほとんど同じ落札率で入札が行われていて、しかも3社、4社、5社でのくじが行われて落札がされているという共通項があります。



岩浅委員

なぜそうだったかは結果論ではありますが、この会の初めの頃、以前から竹下委員がおっしゃっている手書きの書類。たまたまチェックしてみたら、それが談合かどうかわかりませけど、入札金額のところは78番、80番手書き、88、89、90、91は全部手書きというふうなことが出ています。社長さんでないと入札金額が入れないということで手書きなのかもしれません、それはわかりませけど、あとは全部印字なので社長さんのサインということなのかなと思うんですけど、不自然なところも感じるようなところですよ。その辺ちょっと注目しましたということですよ。

事務局

今言われたくじ引きになっているケースですけど、総合評価でない入札、価格だけでの入札です。土木関係の工事です。同じ金額でくじ引きになっている落札金額は、1件1件は見えてないですが、恐らくすべて最低制限価格と同額であると考えられます。業者さんがくじになっている分については、最低制限価格のところを狙って入札金額を入れられて、その結果、何社か同額でおられてくじ引きになるというケースが多いです。先ほど後の方のグループと言われましたところですが、88、89、90につきましては、土木一式（一般）ではなく（維持補修）と書いてあると思います。これは金額は2500万円以上なんですけど、総合評価ではなく金額だけで価格だけで決める入札になっています。落札率が似たようなということがあったんですが、最低制限価格の率は工事によって多少前後するんですけど、90%前後のところが多いです。それで結果そういう率が出ているということになります。

岩浅委員

わかりました。

竹下委員

冒頭申し上げましたけど、機器の開発、会社が取得することによって、本来単価で積算できるんで、予定価格公表は廃止すべきだと思います。なぜなら最低制限価格で団子状態になってる。これは予定価格が公表されているからなんです。そこから逆算してきて最低制限価格が出てくる。まずインプットして、先ほど笠岡委員が言われたような形で各項目を割り振りをしていく。端数整理のような形で一般管理費で調整をやるという状況が実態なんです。ですから、そこら辺まで確定的に算出できるわけですから、予定価格を撤廃しても、業者は落札しようと思ったらぎりぎりのところで積算してくると思うんですよ。

予定価格廃止は全国的に地方自治体も予定価格公表を廃止をしていきつつあるというのが現状なんです。ですから米子市の場合もそういう状況に進むべきではないか、というふうには私は考えている。なぜなら毎回毎回やっている。・・・どうしようもない。あとはくじ引きでやっていると状況なんです。だから私が一貫して申し上げているのは、何しろ工事代金は米子市の税金の中から払っているわけですから、いかに税金を安くするかという状況からすれば、安かった方が他の分野に充当できるわけですから、何もここだけ頑なに守らなくても。最低制限価格はだいたい80%だった。75から80%だったんですよ、当初。それが業者の経営状況うんぬんかんぬんという名目の中で90まで上がってきている、そういう状況なんですよ。ですから私は主張としては予定価格公表廃止というふうに進んで行ったらと考えています。

事務局

ご意見は頂戴いたしますけど、県も事前公表をやっているということはあるんですけど、やめる部分の金額と事前公表をやっている部分の金額とがありますよね。そうすると本市が発注しているようなものは県で言えば事前公表をするというような中身に入っているわけですので、各自治体の発注者の能力と言いましょか、そういったものになってくるのかなということもあります。竹下委員がおっしゃるような住民に対してのサービス、結果的に利益があるとおっしゃるものもあるんですけど、以前からお話しさせてもらっている、調達することが一番のサービスだということなので。

米子市の業者さんに請け負っていただいて、米子市の業者さんが米子市民を雇っていただいているようなもので回っていくような形の中で、また税金を本市に収めていただくというのが今考えている理想に近いのかなと発注をしているので、事後公表にすればいいとか最低制限価格を撤廃すればいいんだってところが証明できるものではないと思いますし、今本市がやっているものが一番いい形なのかということも常に検証なり検討なりしていけないといけないということだと思います。審議会の皆さまがそうすべきだとおっしゃられるとなかなか困るかもしれないですが。

- 事務局 竹下委員からそういうことも考えてみたらというご意見を頂戴したということなので、それについて全面否定するわけではなく、そういった意見についてもどこかのタイミングでピッタリ来るタイミングがあるのではないかと思いますので、今なのかももう少し進んでからなのかということもあると思いますけど、今現在はするということが本市の職員なり市民に対していいタイミングではないのかなと思っていますので、今後ともご意見をいただきながら進めていけたらと思っておりますので、引き続きよろしくをお願いします。
- 竹下委員 考えてみたらじゃないんです。そこは明確にしといてください。そんな優しい発言してないんで。検討すべきだというふうに、そういう時期ではないかと言っているわけでした、正しく認識して下さい。
- 松原会長 ありがとうございます。委員の皆さまこれだけはあるということがありますでしょうか。
- 竹下委員 もう1点、113番なんですけど、これは指名競争入札で1社だけで、落札率99.3%なんですね。ですからこの指名競争入札の問題を議論しましたが、事務局が言うようなことではなくて、県内でもこういう形で指名した業者すら1社しか応じてないという状況の中で、1社独占という形で決定されてる。しかも競争が働かなくて、99.3%まさに談合そのものであります。オンブズとしては95%超えてるのは談合だと認識してます。90から94までは談合を疑わせる状況というふうに全国落札状況を調査をしました。県と政令都市そして県庁所在地の自治体。膨大な資料を基にしてそういう見解を出しておりますので、この1社入札という形については、指名して1社しかないようなものは中止をする。
- 辞退届も開札日ではなくて前日あるいは中には1週間前に既にギブアップされてる業者もいるわけですね。そういう状況になれば何社が応札するかというのは事務局はわかると思うんですよ。当日辞退しているわけではないんですから。それでも敢えてそれは競争なんだからと開札するというのは間違いじゃないかと言っているわけです。他にも何件かありますが、そういう意味で私は指名競争入札における1社入札というのは廃止すべきだ、中止すべきだというふうに申し上げているわけです。
- 事務局 1社入札につきましては、以前からお話をいただいているところです。市側の見解も繰り返しになってしまっているところがあるんですけど、先程来からご説明しておりますが、ホームページの方で公表して、手を上げていただける業者様はそのランクの業者様ですので、土木A級ですと20数社、土木C級ですと今回C、Dを一緒にしましたのもっとたくさんの業者様がおられるんですけど、その中で発注表を見てこの工事には参加申込みをしようと思われた業者様が先ほどの言われました工事については1社しかおられなかったという結果です。
- 申し込みをされた業者様をうちの方が指名しておりますので、この業者様を1社多数の中から選んで指名をしているという形ではないんですけど、希望された業者様が1社様でしたので、その業者様を指名したということです。郵便入札ということで、参加型ではありませんので、入札書を郵送で送られる時には、この業者様は自分が1社なのか他に10社おられるのかはわからない状況の下で入札金額を決めて送ってこられるという状況がありますので、同じ話で申し訳ないですけど、市側としては、結果1社ではあるんですけど、そこには競争という部分はあるというふうに考えてこの制度を運用しております。
- ただこの工事につきまして、非常に落札率が高いというところがありますので、状況がわかりませんが、案件として簡単ではない工事であったのか、あるいは利益というところで計算をされた時に、このくらいの金額でないと請け負えないと思われたのかというところについては中身を確認をしておりますのでわかりません。これをいただいた時に担当課の方にそういった状況になった理由として考えられることがありますかと事前に聞いております。ため池の工事は発注の数が少ないということから、業者さんが経験がなくて、申込みをする業者さんが少ないのではないのかという回答が来ておりますのでご紹介します。以前にも同じようなため池の工事があるんですけど、同じように参加者が少ない。27年度、28年度も2社だったり1社だったりする案件のようです。

松原会長            その他いかがでしょうか。今日の入札・契約審議会はこれをもちまして終わりたい  
と思います。

事務局            長時間にわたりありがとうございました。